

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する要綱

制定 平成 28 年 3 月 30 日建住第 1391 号

一部改正 平成 29 年 3 月 31 日建住第 1101 号

一部改正 令和 3 年 6 月 23 日建住第 266 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年岩手県規則第 28 号。以下「細則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(設計内容説明書)

第 2 細則第 6 条による設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第 1 号）による。

(建築物の建築に関する届出等に係る適合通知の交付)

第 3 細則第 9 条による適合通知の交付は、適合通知（様式第 2 号）により行う。

2 前項の規定は、法附則第 3 条第 1 項の特定増改築（国等の機関の長以外の者が行うものにあつては、平成 29 年 4 月 21 日以後にその工事に着手するものに限る。以下「特定増改築」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 様式第 2 号 | 建築物の建築      | 特定増改築              |
|---------|-------------|--------------------|
|         | 第 19 条第 1 項 | 附則第 3 条第 2 項       |
|         | 第 20 条第 2 項 | 第 8 項              |
|         | 規定による建築物    | 規定による特定増改築に係る特定建築物 |

(建築物の建築に関する届出等において必要と認める図書)

第 4 細則第 12 条第 2 号により別に定めるものは次に掲げるものとする。

一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（建築物全体を評価しているものであつて、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

(建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知)

第5 細則第14条による不認定の通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）不認定通知書（様式第3号）により行う。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知）

第6 細則第18条による計画の認定の取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第4号）により行う。

（設計内容説明書）

第7 細則第19条による設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第5号）による。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する不認定の通知）

第8 細則第23条による不認定の通知は、建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書（様式第6号）により行う。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知）

第9 細則第24条による認定の取消しは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書（様式第7号）により行う。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日建住第1101号）

この要綱の改正部分は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月23日建住第266号）

この要綱の改正部分は、令和3年6月23日から施行する。